



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成31年1月8日火曜日 第3041号

## ◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則..... (経営支援課) ..... 1

## 告 示

土地改良区清算人の就職の届出..... (農地整備課) ..... 2

地域森林計画の公表..... (林業政策課) ..... 3

地域森林計画の変更の公表 (4件)..... ( " ) ..... 3

漁業の許可又は起業の認可の申請期間..... (水産課) ..... 3

道路の区域変更 (県道小田河辺大洲線)..... (南予地方局大洲土木事務所) ..... 3

道路の供用開始 ( " )..... ( " ) ..... 3

## 公 告

労働委員会第43期委員の補欠委員候補者の推薦..... (労政雇用課) ..... 4

## 規 則

### ○愛媛県規則第1号

愛媛県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年1月8日

愛媛県知事 中村時広

### 愛媛県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

愛媛県中小企業高度化資金貸付規則 (昭和31年愛媛県規則第62号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後						改正前					
別表第2 (第3条 - 第5条関係)						別表第2 (第3条 - 第5条関係)					
高度化 資金の 種類	貸付対象者	貸付対象 施設	貸付金 の金額	利 率	償 還 期 間 据 置 期 間	高度化 資金の 種類	貸付対象者	貸付対象 施設	貸付金 の金額	利 率	償 還 期 間 据 置 期 間
1 経 営革 新計 画承 認グ ループ 資 金	経営革新計画 承認グループ事 業を実施する中 小企業者 (中小 企業等経営強化 法 (平成11年法 律第18号) 第2 条第1項に規定 する中小企業者 をいう。) 及び 組合等 (同条第 5項に規定する 組合等をいう。)	経営革 新計画承 認グルー プ事業の 用に供す る土地、 建物 (関 連施設を 含む。以 下同じ。) 又 は設備	整備 資金の 100分の 80 (災 害復旧 貸付及 び緊急 健康被 害等防 止貸付 金) 以 内	年0.50パ ーセント。 ただし、災 害復旧貸付 若しくは緊 急健康被害 等防止貸付 又は次のい ずれかに該 当する場合 については、 無利子とす る。 ア～ウ 省 略	省 略	1 経 営革 新計 画承 認グ ループ 資 金	経営革新計画 承認グループ事 業を実施する中 小企業者 (中小 企業等経営強化 法 (平成11年法 律第18号) 第2 条第1項に規定 する中小企業者 をいう。) 及び 組合等 (同条第 5項に規定する 組合等をいう。)	経営革 新計画承 認グルー プ事業の 用に供す る土地、 建物 (関 連施設を 含む。以 下同じ。) 又 は設備	整備 資金の 100分の 80 (災 害復旧 貸付及 び緊急 健康被 害等防 止貸付 金) 以 内	年0.45パ ーセント。 ただし、災 害復旧貸付 若しくは緊 急健康被害 等防止貸付 又は次のい ずれかに該 当する場合 については、 無利子とす る。 ア～ウ 省 略	省 略

2 省 略						
3 下 請振 興事 業計 画承 認グ ルー プ資 金	下請振興事業 計画承認グル ープ事業を実施 する特定下請組 合等（下請中小 企業振興法（昭 和45年法律第145 号）第5条第1 項に規定する特 定下請組合等を いう。）	下請振 興事業計 画承認グ ルー プ事 業の用 に供す る土地 、建物 、構築 物又は 設備	整備 資金の 100分の 80（災 害復旧 貸付及 び緊急 健康被 害等防 止貸付 健康被 害等防 止貸付 につい ては、 100分の 90）以 内	年0.50バ ーセント。 ただし、災 害復旧貸付 若しくは緊 急健康被害 等防止貸付 又は次のい ずれかに該 当する場合 については、 無利子とす る。 ア～ウ 省 略	省 略	
4～10 省略						

別表第4（第3条 - 第5条関係）

高度化 資金の 種類	貸付対象者	貸付対象 施設	貸付金 の金額	利 率	償 還 期 間	据 置 期 間
1 地 域産 業創 造基 盤整 備活 性化 資金	特定会社、一 般社団法人等、 商工会等又は市 町（地域産業創 造基盤整備事業 を行ったものに 限る。）	地域産 業創造基 盤整備活 性化事業 の用に供 する土地 、建物、構 築物又は 設備	整備 資金の 100分の 80（災 害復旧 貸付及 び緊急 健康被 害等防 止貸付 につい ては、 100分の 90）以 内	年0.50バ ーセント。 ただし、災 害復旧貸付 及び緊急健 康被害等防 止貸付につ いては、無 利子とす る。	省 略	
2 省 略						

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第1号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、清算法人浮穴土地改良区から次のとおり清算人が就職した旨の届出があった。

2 省 略						
3 下 請振 興事 業計 画承 認グ ルー プ資 金	下請振興事業 計画承認グル ープ事業を実施 する特定下請組 合等（下請中小 企業振興法（昭 和45年法律第145 号）第5条第1 項に規定する特 定下請組合等を いう。）	下請振 興事業計 画承認グ ルー プ事 業の用 に供す る土地 、建物 、構築 物又は 設備	整備 資金の 100分の 80（災 害復旧 貸付及 び緊急 健康被 害等防 止貸付 健康被 害等防 止貸付 につい ては、 100分の 90）以 内	年0.45バ ーセント。 ただし、災 害復旧貸付 若しくは緊 急健康被害 等防止貸付 又は次のい ずれかに該 当する場合 については、 無利子とす る。 ア～ウ 省 略	省 略	
4～10 省略						

別表第4（第3条 - 第5条関係）

高度化 資金の 種類	貸付対象者	貸付対象 施設	貸付金 の金額	利 率	償 還 期 間	据 置 期 間
1 地 域産 業創 造基 盤整 備活 性化 資金	特定会社、一 般社団法人等、 商工会等又は市 町（地域産業創 造基盤整備事業 を行ったものに 限る。）	地域産 業創造基 盤整備活 性化事業 の用に供 する土地 、建物、構 築物又は 設備	整備 資金の 100分の 80（災 害復旧 貸付及 び緊急 健康被 害等防 止貸付 につい ては、 100分の 90）以 内	年0.45バ ーセント。 ただし、災 害復旧貸付 及び緊急健 康被害等防 止貸付につ いては、無 利子とす る。	省 略	
2 省 略						

平成31年 1月 8日

愛媛県知事 中 村 時 広

氏 名	住 所
森 田 光 一	松山市森松町859番地
重 松 政 弘	松山市森松町752番地

重 松 良 夫	松山市森松町386番地
渡 部 勇 起	松山市森松町854番地
立 花 豊 樹	松山市井門町1354番地
橋 茂	松山市井門町752番地
武 政 哲 廣	松山市井門町718番地
橋 寿 幸	松山市井門町117番地

平成31年 1月 8日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第2号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定に基づき、平成30年12月25日、中予山岳地域森林計画を立てた。

中予山岳地域森林計画に係る地域森林計画書及び森林計画図は、中予地方局産業経済部久万高原森林林業課において公衆の縦覧に供する。

平成31年 1月 8日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第5号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき、平成30年12月25日、南予地域森林計画を変更した。

南予地域森林計画の変更に係る地域森林計画書及び森林計画図は、南予地方局産業経済部森林林業課において公衆の縦覧に供する。

平成31年 1月 8日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第6号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき、平成30年12月25日、肱川地域森林計画を変更した。

肱川地域森林計画の変更に係る地域森林計画書及び森林計画図は、南予地方局産業経済部八幡浜支局森林林業課において公衆の縦覧に供する。

平成31年 1月 8日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第3号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき、平成30年12月25日、東予地域森林計画を変更した。

東予地域森林計画の変更に係る地域森林計画書及び森林計画図は、東予地方局産業経済部森林林業課において公衆の縦覧に供する。

平成31年 1月 8日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第7号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成31年 1月 8日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成31年 1月 8日から21日まで

○愛媛県告示第4号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき、平成30年12月25日、今治松山地域森林計画を変更した。

今治松山地域森林計画の変更に係る地域森林計画書及び森林計画図は、東予地方局産業経済部今治支局森林林業課及び中予地方局産業経済部森林林業課において公衆の縦覧に供する。

○愛媛県告示第8号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成31年 1月 8日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	小田河辺大洲線	大洲市肱川町山鳥坂3761番から 同町山鳥坂3764番2まで	旧	メートル 3.6～8.7	キロメートル 0.039	
			新	4.9～9.2	0.039	

○愛媛県告示第9号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成31年 1月 8日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	小田河辺大洲線	大洲市肱川町山鳥坂3761番から 同町山鳥坂3764番2まで	平成31年 1 月 8 日

## 公 告

### ○公 告

#### 愛媛県労働委員会第43期委員の補欠委員候補者の推薦について

第43期愛媛県労働委員会労働者委員が1人欠員を生じるので、労働組合法（昭和24年法律第174号。以下「法」という。）第19条の12第3項及び労働組合法施行令（昭和24年政令第231号。以下「政令」という。）第21条第1項の規定により、愛媛県労働委員会の労働者委員の候補者を推薦する資格を有する労働組合は、委員候補者を次により推薦してください。

平成31年 1 月 8 日

愛媛県知事 中 村 時 広

#### 1 推薦者の資格

労働者委員の候補者について推薦資格を有する労働組合は、法第5条第1項の規定による法第2条及び第5条第2項の規定に適合するとの立証を受けている労働組合であり、かつ、愛媛県の区域内のみに組織を有するものです。

#### 2 被推薦者の資格

法第19条の4第1項に規定する者に該当する者は、委員となることができません。

なお、公共企業体等の職員、国家公務員又は地方公務員が委員に任命される場合は、その身分関係を規律する他の法律の規定により制約を受けます。

#### 3 推薦期間

平成31年 1 月 8 日（火）から25日（金）まで

#### 4 推薦方法

推薦書（別記様式）を平成31年 1 月25日（金）までに愛媛県経済労働部産業雇用局政雇用課へ到着するよう提出してください。

なお、推薦書には、次の書類を添付してください。

(1) 政令第21条第3項の規定による愛媛県労働委員会の証明書

(2) 次の事項を記載した委員候補者の履歴書

ア 氏 名

イ 生年月日

ウ 本 籍

エ 現 住 所

オ 学 歴

カ 経 歴

別記様式（4関係）

推 薦 書

年 月 日

愛媛県知事

様

所在地

労働組合の名称

代表者氏名

㊦

労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により、愛媛県労働委員会労働者委員の候補者として次の者を推薦します。

氏名	年齢	所属労働組合及びその地位	労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の4第1項該当の有無